
資料編

1 防災組織に関する資料

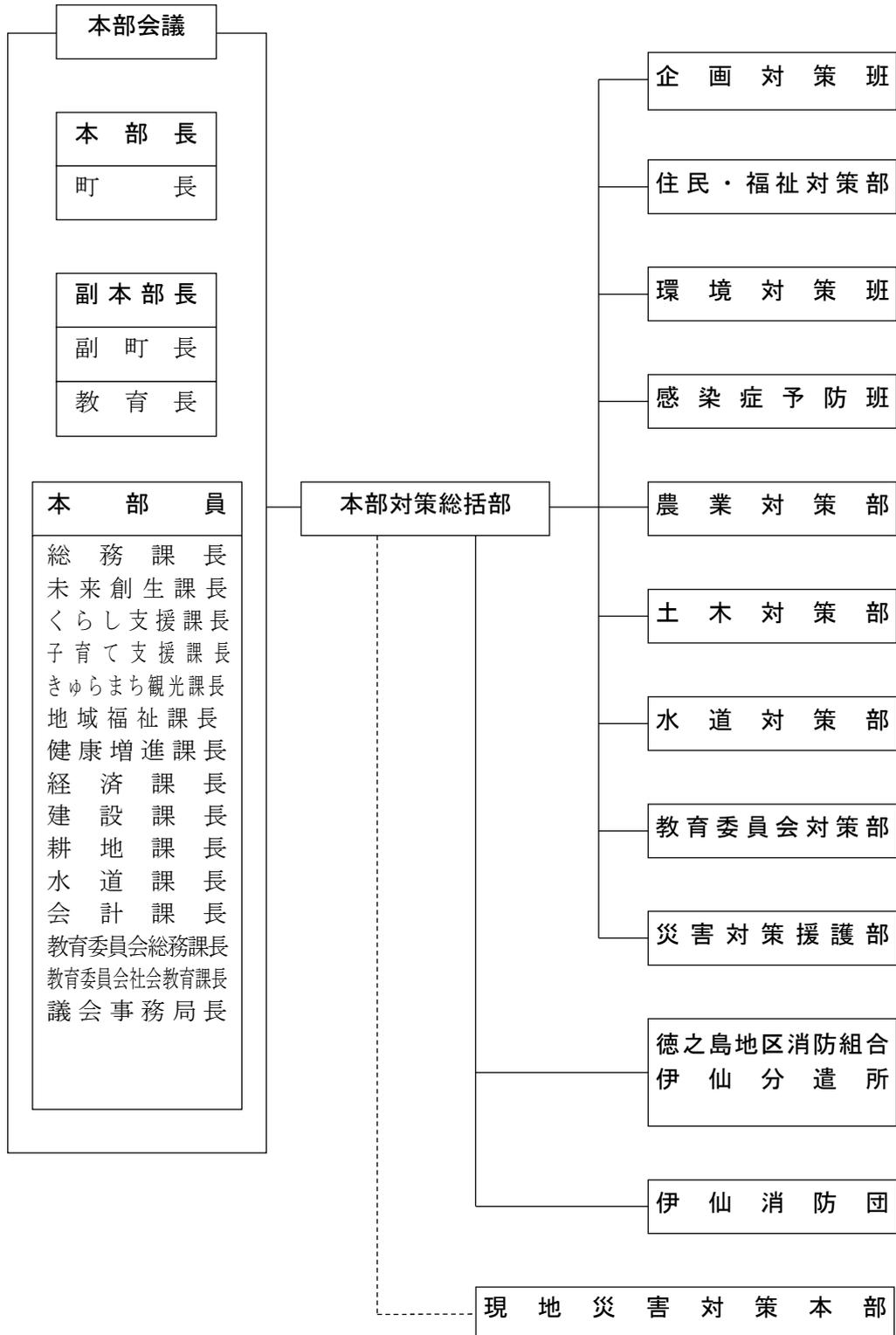
資料 1 - 1 防災関係機関一覧

機 関 名	電話番号	F A X 番号
鹿児島県危機管理局危機管理防災課	099-286-2256	099-286-5519
県砂防課	099-286-3614	099-286-5627
県土木部河川課	099-286-3586	099-286-5625
大島支庁総務企画課	0997-57-7212	0997-57-7219
大島支庁徳之島事務所建設課	0997-82-1251	0997-83-3092
徳之島地区消防組合本部	0997-83-3160	0997-83-3292
徳之島地区消防組合伊仙分遣所	0997-86-3990	0997-86-3990
徳之島警察署	0997-83-0110	0997-82-2091
奄美海上保安部	0997-52-5812	0997-52-5824
徳之島町役場	0997-82-1111	0997-82-1101
天城町役場	0997-85-3111	0997-85-3110
名瀬測候所	0997-52-0375	0997-52-8500
徳之島保健所	0997-82-0149	0997-83-2535
自衛隊鹿児島地方協力本部徳之島駐在員事務所	0997-83-3080	

資料1-2 伊仙町災害対策本部の組織

別表1

災害対策本部組織図



別表2

災害対策本部各部・各班の事務分掌

(◎は部長及び班長、○は副部長及び副班長を示す)

対 策 部	事 務 分 掌
本部対策総括部 ◎総務課長 ○消防係	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の動員、派遣要請に関する事。 ・災害情報の総合収集に関する事。 ・災害情報の県及び関係機関への報告に関する事。 ・避難準備情報、避難勧告及び指示に関する事。 ・自衛隊派遣要請に関する事。 ・気象予報に関する事。 ・消防水防機関との連絡調整に関する事。
企画対策班 ◎未来創生課長 ○課長補佐	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の発表、報道及び住民への広報に関する事。 ・災害状況資料写真等収集に関する事。 ・被害情報の収集・集計及び報告に関する事。 ・商業及び工鉦業の災害対策に関する事。 ・商業及び工鉦業の被害調査及び報告に関する事。 ・観光施設の災害対策に関する事。 ・観光施設の被害調査及び報告に関する事。 ・災害調査班の所管業務の支援に関する事。
住民・福祉対策部 ◎くらし支援課長 ◎地域福祉課長 ◎子育て支援課長 ◎健康増進課長	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の援護に関する事。 ・災害救助法に基づく諸対策に関する事。 ・避難所の開設・運営に関する事。 ・救助物資の調達及び義援金品に関する事。 ・社会福祉施設の被害調査に関する事。 ・非常物資及び応急食料の調達に関する事。 ・救助物資の調達に関する事。 ・医療機関の動員、配置に関する事。 ・医師会との連絡調整に関する事。 ・負傷者の収容、救助及び救護事務に関する事。 ・ボランティアに関する社会福祉協議会、団体等との連絡調整に関する事。 ・被災者収容施設に関する事。 ・被災者の生活必需品に関する事。 ・炊き出しに関する事。 ・要配慮者等の避難誘導及び収容に関する事。 ・福祉施設入所者の保護対策に関する事。 ・福祉施設の応急・復旧対策に関する事。 ・日本赤十字奉仕団との連絡調整に関する事。

<p>環境対策班 ◎きゅらまち観光課長 ○課長補佐</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生対策に関すること。 ・災害防疫状況に関すること。 ・災害救護事務（遺体の埋葬処理を含む）に関すること。 ・衛生関係等の災害調査書の作成及び各機関への報告に関すること。 ・その他衛生対策部に必要な事項に関すること。 ・被災地におけるし尿、ごみ等の収集、処理に関すること。 ・被災地における死亡獣畜の処理に関すること。
<p>感染症予防班 ◎保健センター所長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における防疫及び衛生維持等に関すること。 ・感染症その他の災害調査に関すること。
<p>農業対策部 ◎経済課長 ◎耕地課長 ○農業委員会局長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産に関すること。 ・災害時における食料対策に関すること。 ・災害時における農林水産関係施設の維持及び応急工事に関すること。 ・林産物及び林産物施設の災害対策に関すること。 ・農林関係の災害調査書の作成及び関係機関への報告に関すること。 ・水産対策に関すること。 ・水産関係の災害調査書の作成及び各機関への報告に関すること。 ・耕地対策に関すること。 ・災害時における耕地課関係施設の維持及び応急工事に関すること。 ・耕地関係の災害調査書の作成及び関係機関への報告に関すること。 ・農地・農業用施設の災害対策に関すること。 ・農地・農業用施設の災害復旧に関すること。
<p>土木対策部 ◎建設課長 ○課長補佐</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土木対策部総括に関すること。 ・水防資材、機器材の出納、保管に関すること。 ・非常用物資、応急食料、水防資材、職員等の輸送に関すること。 ・土木関係の災害調査書の作成及び各機関への報告に関すること。 ・水防法に基づく諸対策に関すること。 ・水位流量その他の情報に関すること。 ・土木関係の災害調査及び報告に関すること。 ・水防及び崖崩れ等の警戒巡視に関すること。 ・大島支庁建設部との連絡に関すること。 ・建築関係の災害調査及び報告並びに応急対策に関すること。 ・応急仮設住宅等の建築に関すること。 ・災害住宅資金融資に関すること。
<p>水道対策部 ◎水道課長 ○課長補佐</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の被害調査報告に関すること。 ・災害時の水道施設の維持に関すること。 ・応急給水施設工事に関すること。 ・被災地の応急給水に関すること。

<p>教育委員会対策部 ◎教育委員会総務課長 ○教育委員会社会教育課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の災害調査書の作成及び各機関への報告に関する事。 ・大島教育事務所及び学校との連絡に関する事。 ・その他教育対策部に必要な事項に関する事。 ・社会教育施設の災害対策及び被害調査に関する事。 ・災害活動に協力する婦人会等との連絡調整に関する事。 ・その他社会教育対策部に必要な事項に関する事。
<p>災害対策援護部 ◎会計課長 ○議会事務局長 ○選管書記長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町有財産の被害状況の総合調査に関する事。 ・応急対策に係る町有地等の確保及び利用計画に関する事。 ・災害経費の予算に関する事。 ・物資輸送等配車に関する事。 ・応急仮設住宅の設置及び入退居に関する事。 ・本部長の命ずる災害応急対策に関する事。 ・応援要請に伴う県及び他市町村等の職員の受入れに関する事。 ・システム及びネットワークに関する事。 ・本部長の命ずる災害応急対策に関する事。 ・各部・各班と連携をとり、災害防災に対する援護対策に関する事。 ・特に応援を求められた事。

資料1-3 自主防災組織の現状

(令和6年3月1日)

名 称	会員数(名)	装 備
喜念集落自主防災組織	27	発電機
佐弁集落自主防災組織	22	
東目手久集落自主防災組織	28	
西目手久集落自主防災組織	27	
東面縄集落自主防災組織	39	
古里集落自主防災組織	22	
上面縄集落自主防災組織	29	
上検福集落自主防災組織	33	
下検福集落自主防災組織	30	発電機
御前堂集落自主防災組織	26	
東伊仙東集落自主防災組織	48	
東伊仙西集落自主防災組織	44	発電機
中伊仙東集落自主防災組織	39	
中伊仙西集落自主防災組織	39	
西伊仙東集落自主防災組織	22	発電機
西伊仙西集落自主防災組織	65	
阿三・鹿浦集落自主防災組織	22	
阿権集落自主防災組織	30	
八重竿集落自主防災組織	17	
馬根・中山集落自主防災組織	35	発電機、テント、炊出釜、チェンソー、応急箱セット、投光器、音響セット
木之香集落自主防災組織	29	
東犬田布集落自主防災組織	37	
西犬田布集落自主防災組織	19	
崎原集落自主防災組織	31	
上晴集落自主防災組織	18	
糸木名集落自主防災組織	27	
河地集落自主防災組織	29	発電機
小島集落自主防災組織	31	

2 災害危険箇所に関する資料

資料 2-1 山地災害危険地区

（平成24年4月1日現在）
（環境林務部森づくり推進課）

地域振興局	市町村名 (H22. 4. 1 現在)	山腹崩壊危険地区			地すべり危険地区			崩壊土砂流出危険地区			合 計		
		民有林	国有林	計	民有林	国有林	計	民有林	国有林	計	民有林	国有林	合計
大島支庁	伊仙町	4	0	4	0	0	0	1	0	1	5	0	5

資料 2-2 土石流危険溪流

（平成18年12月現在）

区分	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	市町村名	字	流域面積 (km ²)	平均溪床勾 (度)	保 全 対 象				
									人口 (人)	人家 戸数 (戸)	要配慮者 関連施設 (棟)	左記以外の 公共施設 (棟)	耕地 面積 (ha)
I	532 I-001	目手久川	目手久川	目手久小川	伊仙町	目手久	0.22	5	17	7		町道 県道伊仙亀 津徳之島空 港線	1.00

※土石流危険溪流Ⅱ、Ⅲの指定は現在ありません。

資料2-3 急傾斜地崩壊危険箇所

1 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

箇所番号	箇所名	市町村名	大字	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	人家 戸数 (戸)	公共的建物	公共施設					
									種類	数	種類	数	種類	数
I 1 2719	阿三	伊仙町	阿三	180	60	55	4	鹿浦小学校	県道	150	町道	65	その他	215
I 1 4362	馬根3	伊仙町	馬根	50	35	8	0	馬根小学校						
I 1 4363	東面縄1	伊仙町	上面縄	160	30	12	7		町道	10	河川	150	橋	1
I 1 4364	東面縄3	伊仙町	上面縄	90	30	20	5		町道	90	河川	80		
I 1 4365	佐辨	伊仙町	目手久	70	38	10	6							

2 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

箇所番号	箇所名	市町村名	大字	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	人家 戸数 (戸)	公共施設						
								種類	数	種類	数	種類	数	
II 1 4556	東犬田布1	伊仙町	犬田布	40	38	20	1							
II 1 4557	東犬田布2	伊仙町	犬田布	40	34	20	1							
II 1 4558	河地1	伊仙町	糸木名	45	40	40	1	河川	60					
II 1 4559	河地2	伊仙町	糸木名	45	40	25	1							
II 1 4560	河地3	伊仙町	糸木名	40	45	7	1							
II 1 4561	東犬田布3	伊仙町	犬田布	30	40	6	1							
II 1 4562	西犬田布2	伊仙町	犬田布	40	45	25	1							
II 1 4563	西阿権	伊仙町	阿権	30	35	40	1	町道	30					
II 1 4564	東阿権1	伊仙町	阿権	40	30	15	1	町道	40					
II 1 4565	東阿権3	伊仙町	阿権	30	50	10	1	町道	30					
II 1 4566	西阿三	伊仙町	阿三	90	50	6	2							
II 1 4567	馬根1	伊仙町	馬根	30	35	10	1	町道	30					
II 1 4568	目手久	伊仙町	目手久	40	42	40	1	県道	40					
II 1 4569	西伊仙	伊仙町	伊仙	60	30	30	1							
II 1 4570	東面縄2	伊仙町	上面縄	80	30	25	4							
II 2 397	東阿権2	伊仙町	阿権	40	45	6	1							
II 2 398	八重竿	伊仙町	八重竿	45	43	6	1							
II 2 399	馬根2	伊仙町	馬根	70	45	10	1							

3 消防・水防に関する資料

資料3-1 消防力の現況

(令和6年3月1日)

種別 分団別	配備員数 (人)	小型動力ポンプ 付水槽車(5t)	ポンプ 自動車	救助 工作車	水槽付 消防自動車	小型 ポンプ	防火水槽	消火栓
伊仙分団	23	1	2	1	1	2		
喜念分団	4							
面縄分団	14							
鹿浦分団	11							
阿権分団	4							
馬根分団	6							
犬田布分団	7							
糸木名分団	2							
計	71	1	2	1	1	2	53	32

資料3-2 消防水利の整備状況

(平成26年4月1日)

町名 区分	基準	現有 (計)	公設 消火栓	防火水槽		プール	河川	その他	充足率 (%)
				20m ³ ~ 40m ³ 以下	40m ³ 以上				
徳之島町	172	133	30		92	3	5	3	77.3
伊仙町	95	85	32		53	0	0	0	89.4
天城町	114	74	0		58	6	5	5	64.9
計	381	292	62		203	9	10	8	76.6

資料3-3 救急車・救助工作車・特殊資機材等の配備状況

1 徳之島地区消防組合

消防本部	救急自動車	2台
	救急工作車	1台
伊仙分遣所	救急自動車	1台
天城分遣所	救急自動車	1台

2 特殊資機材配置署所別一覧表

(平成26年4月1日)

資機材名		署所別	本 署	伊仙分遣所	天城分遣所	合 計
消防資機材	空気呼吸器一式		7	2	2	11
	予備ポンベ		10	2	2	14
	発動発電機		1	1	1	3
	緩降機		1	1	1	3
	ジェットシューター		2			2
	有毒ガス測定器		1		1	2
	ホース巻取機		1	1	1	3
	三連梯子		2	1	1	4
	かぎ付き梯子		1	1	1	3
	避難はしご		1			1
	ホース洗浄機		1	1	1	3
	充電機		1	1	1	3
	無反動ノズル		4	3	3	10
	鉄蓋ジャッキ		1	1	1	3
	ベンケイ		5	1	1	7
	東消式フォグガン		2	1	1	4
	三方分岐ボールバルブ		1	1	1	3
	ハンドラインノズル		1	1		2
	プロジェクトガン		1	1		2
	救急救助資機材	ダイヤモンドバルブ		1	1	1
手指消毒器			1	1	1	3
自動体外式除細動器			2	1	1	4
パルスオキシメーター			2	1	1	4
消毒器（スペースライザー）			1	1	1	3
高度救命処置シミュレーター			2			2
鉄線カッター			1	1		2
チェーンソー			1	1		2
バスケット担架			1	1	1	3
救助用縛帯			1		1	2
チルホール			1			1
張力計			1			1
油圧スプレッダー			1	1	1	3
救命胴衣			8	5	8	21
救命浮環			7	2	2	11
救助マット			1			1
ポートパワー			1	1	1	3
エアーツール			1			1
マット式空気ジャッキ			1			1
防毒マスク			13	2	2	17
パートナーエンジンカッター		1	1	1	3	
レコーディングレサシアン		3	5	7	15	
訓練資機材	プロジェクター		1			1
	安全マット		1	1	1	3
	ポータースモーク			1		1
	119通報訓練装置			1		1
	消火チャレンジャー			1		1
	AEDトレーナー		3	1	3	7

4 医療・衛生に関する資料

資料4-1 主な医療機関一覧

機関名	住所	電話番号
伊仙クリニック	鹿児島県大島郡伊仙町伊仙2097	0997-86-3030
徳之島徳洲会病院	鹿児島県大島郡徳之島町亀津7588	0997-83-1100
宮上病院	鹿児島県大島郡徳之島町亀津7268	0997-82-0002
徳之島診療所	鹿児島県大島郡徳之島町亀津7554	0997-83-2131

資料4-2 町内の薬局・薬店

薬局・薬店名	住所	電話番号
永野薬店	大島郡伊仙町伊仙80-2	0997-86-2010
岡林薬店	大島郡伊仙町伊仙1893	0997-86-2006
ファミリードラッグさとう	大島郡伊仙町犬田布307-6	0997-86-9218

資料4-3 ごみ・し尿処理施設

1 ごみ処理施設

設置主体名	規模 (t/日)	炉数	焼却炉の構造	施設所在地	施工業者	ばいじん処理 方式	灰溶融
			燃焼方式				
徳之島愛ランド広域連合	38	2	機バ 流動床式	伊仙町目手久1395	バブコック 日立	バグフ ィルタ	有り (休止中)

※運搬は、業者委託でごみ収集車11台（22トン）により実施。

2 し尿処理施設

(1) 施設

設置主体名	規模 (kl/日)	処理方式	施設所在地	施工業者	高度処理
伊仙町有機物供給センター	17		伊仙町目手久1512-2		

(2) 運搬車の保有状況

車名	形状	種別	用途	購入年月日	備考
液肥糞尿車	糞尿車	小型	特種	平成8年8月30日	液肥センター

3 埋立処分地施設

設置主体名	施設所在地	埋立内容物				埋立開始 年 月	埋立 面積 (㎡)	全体 容量 (m ³)	22年度 未残余 容量 (m ³)	22年度 埋立容 量 (m ³)	浸出液処理	
		可 燃 物	不 燃 物	残 渣	そ の 他						能力 (m ³ /日)	方 式
徳之島愛ランド 広域連合	伊仙町目手久 字尾浜1412		○	○		平15. 4	5,560	29,600	18,654	1,130	30	生 物 処 理・凝集 膜ろ過・ 活性炭吸 着・脱塩 処理

5 避難に関する資料

資料5-1 指定緊急避難場所

①津波

海抜10m以下に住家や施設、又は事業所を有する地域において、海抜15m以上に立地する建物・場所

	避難場所	避難地域	管理者	備考
1	生活館	喜念	区長	
2	面縄中学校	東面縄	学校長	
3	青少年会館	東面縄	区長	
4	東公民館	東面縄	館長	非常用発電機有
5	面縄小学校北側・町道	東面縄・古里	建設課	
6	面縄駐在所前・町道	古里	建設課	
7	南西糖業入口・町道	西伊仙西	〃	
8	鹿浦小学校	阿三・鹿浦	学校長	
9	町道（阿三木之香線・木之香バス停付近）	阿権	建設課	
10	前泊港入口・町道	西犬田布	建設課	

②風水害（暴風、土砂災害等）

(1) 土砂災害防止法の警戒区域及び特別警戒区域にかからない施設

(2) 土砂災害防止法の区域指定がされていない箇所については、土石流危険溪流、地滑り危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所にかからない施設

	避難場所	避難地域	収容人数 (人)	管理者	備考
1	生活館	喜念	50	区長	
2	営農センター	佐弁	30	〃	
3	青少年会館	東目手久	30	〃	
4	西目手久公民館	西目手久	30	〃	
5	面縄中学校	東面縄	130	学校長	
6	青少年会館	東面縄	30	区長	
7	上面縄生活館	古里・上面縄地区	50	〃	
8	東公民館	上面縄地区	100	館長	非常用発電機有

9	生活館	下検福・古里	50	駐在員	
10	総合体育館	上検福・御前堂 東伊仙東西	640	社会教育課長	
11	営農センター	東伊仙西	50	区長	
12	伊仙小学校	中伊仙東西	130	学校長	
13	中央公民館	中伊仙東西	210	役 場	
14	ほーらい館	町内全域	240	役 場	非常用発電機有
15	みらい館	西伊仙東	30	区長	
16	伊仙中学校	西伊仙東西	210	学校長	
17	公民館	西伊仙西	50	区長	
18	生活館	東阿三	50	〃	
19	鹿浦小学校	阿三地区	100	学校長	
20	生活館	西阿三地区	50	区長	
21	馬根小学校	馬根地区	80	学校長	
22	営農センター	中山	30	区長	
23	阿権小学校	阿権・八重竿地区	100	学校長	
24	保健福祉館	西阿権	50	区長	
25	営農センター	八重竿	30	〃	
26	西公民館	犬田布	100	館 長	非常用発電機有
27	犬田布小学校	犬田布・崎原・上晴	140	学校長	
28	犬田布中学校	犬田布・木之香	140	〃	
29	生活館	木之香	40	区長	
30	集会場	東犬田布	30	〃	
31	生活館	西犬田布	50	〃	
32	青少年会館	崎原	30	〃	
33	営農センター	上晴	30	〃	
34	糸木名小学校	河地・糸木名・小島	100	学校長	
35	生活館	糸木名	40	区長	
36	保健福祉館	河地	60	〃	
37	青少年会館	小島	30	〃	
38	生活館	馬根	30	区長	

収容人数＝延床面積×有効率（50％）÷1人当たりの必要面積（1.6㎡）

有効率（50％）：＜参考＞有効率（70％）洪水ハザードマップ作成の手引き；国土交通省

一人当たりの必要面積（1.6㎡）：市町村地域防災計画；消防庁震災対策指導室

資料5-2 指定避難所

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設

	避難場所	避難地域	収容人数 (人)	管理者	備考
1	生活館	喜念	50	区長	
2	営農センター	佐弁	30	〃	
3	青少年会館	東目手久	30	〃	
4	西目手久公民館	西目手久	30	〃	
5	面縄中学校	東面縄	130	学校長	
6	青少年会館	東面縄	30	区長	
7	上面縄生活館	古里・上面縄地区	50	〃	
8	東公民館	上面縄地区	100	館長	非常用発電機有
9	生活館	下検福・古里	50	区長	
10	総合体育館	上検福・御前堂 東伊仙東西	640	社会教育課長	
11	営農センター	東伊仙西	50	区長	
12	伊仙小学校	中伊仙東西	130	学校長	
13	中央公民館	中伊仙東西	210	役場	
14	ほーらい館	町内全域	240	役場	非常用発電機有
15	みらい館	西伊仙東	30	区長	
16	伊仙中学校	西伊仙東西	210	学校長	
17	公民館	西伊仙西	50	区長	
18	生活館	東阿三	50	〃	
19	鹿浦小学校	阿三地区	100	学校長	
20	生活館	西阿三地区	50	区長	
21	馬根小学校	馬根地区	80	学校長	
22	営農センター	中山	30	区長	
23	阿権小学校	阿権・八重竿地区	100	学校長	
24	保健福祉館	西阿権	50	区長	
25	営農センター	八重竿	30	〃	
26	西公民館	犬田布	100	館長	非常用発電機有
27	犬田布小学校	犬田布・崎原・上晴	140	区長	
28	犬田布中学校	犬田布・木之香	140	〃	

29	生活館	木之香	40	区長	
30	集会場	東犬田布	30	〃	
31	生活館	西犬田布	50	〃	
32	青少年会館	崎原	30	〃	
33	営農センター	上晴	30	〃	
34	糸木名小学校	河地・糸木名・小島	100	学校長	
35	生活館	糸木名	40	区長	
36	保健福祉館	河地	60	〃	
37	青少年会館	小島	30	〃	
38	生活館	馬根	30	〃	

資料5-3 福祉避難所

	避難場所	避難地域	収容人数 (人)	管理者	備考
1	仙寿の里	伊仙町内	5	施設長	
2	徳之島老人ホーム	伊仙町内	5	〃	

6 通信に関する資料

資料6-1 町の防災行政無線施設等の整備状況

(平成26年4月末現在)

伝達方法	戸別設置状況
防災行政無線（同報系・移動系とも整備）	全 戸
IP告知端末	全 世 帯

1 拡声子局一覧表

No.	局 名	施 設 名	所 在 地
1	喜 念	喜念町道上	喜念9の3
2	佐 弁	佐弁営農センター	佐弁407
3	東 目 手 久	東目手久青少年会館	目手久410
4	西 目 手 久	西目手久公民館	面縄1740の3
5	東 面 縄	コミュニティセンター	面縄1977
6	上 面 縄 東	タンコウ公営住宅	面縄1941の2
7	上 面 縄 西	上面縄西生活館	面縄77
8	古 里	山和川公営住宅	古里57の5
9	上 検 福	上検福公民館	検福843
10	下 検 福	下検福生活館	下検福418の2
11	御 前 堂	義名山運動公園	伊仙3071の1
12	東 伊 仙 東	歴史民俗資料館	伊仙83の2
13	東 伊 仙 西	東伊仙西営農センター	伊仙1237の2
14	中 伊 仙 東	中伊仙東公民館	伊仙1894
15	中 伊 仙 西	伊仙保育所	伊仙2067の3
16	西 伊 仙 東	老人と子供の家	伊仙2712
17	西 伊 仙 西	児童館	伊仙3508
18	東 阿 三	東阿三生活館	阿三1168の2
19	西 阿 三	西阿三生活館	阿三2056
20	鹿 浦	町道	阿権141の5
21	馬 根	町道	馬根487の6
22	中 山	中山営農センター	中山442の3
23	東 阿 権	町道	阿権1070の2

24	西阿権	町道	阿権7の1
25	八重竿	八重竿町道上	八重竿112の1
26	木之香	木之香生活館	木之香562の1
27	東犬田布	東犬田布集会所	犬田布1503
28	西犬田布	西犬田布集会所	犬田布1489の2
29	崎原	崎原青少年会館	崎原1254の3
30	上晴	上晴営農センター	崎原154
31	糸木名	糸木名生活会館	糸木名110
32	河地	河地保健福祉館	糸木名845の3
33	小島	小島青少年会館	小島637の2

資料6-2 関係機関の無線通信施設

設置場所	所在地	電話番号	局種	周波数	通信相手
伊仙町役場	伊仙	86-3111	固定	65.81MHz	防災伊仙 (県内行政無線局)
			移動	151.99MHz	各移動局
			固定	407.3125MHz	町内全戸
消防伊仙分遣所	伊仙	86-3990	固定		各消防車両
大島支庁(総務企画課)	永田	57-7212 57-7219	固定	158.35MHz	県内行政無線局
奄美警察署	長浜	53-0110	固定		郡内各警察パトロール
奄美海上保安部	名瀬港町	52-5811	固定		管本部外
鹿児島銀行大島支店	名瀬港町	52-4111	固定		鹿児島銀行本店
名瀬測候所	名瀬港町	52-0375	固定		鹿児島、沖之永良部
鹿地検名瀬支部	矢之脇	52-0245	固定		鹿児島
名瀬消防署	小浜	52-0100	固定		各消防車

資料6-3 消防通信体制の整備状況

(平成26年4月1日現在)

設備等区分 消防本部名	消防救急業務用無線局		火災報知専用 電話回線	緊急指令装置	
	固定・基地局	移動		緊急指令専用	消防指令装置併用
徳之島地区消防組合	12	23	11	—	1

7 備蓄に関する資料

資料7-1 生活物資の備蓄状況

令和6年3月1日現在

アルファ米 乾パン等	飲料水	毛布	タオル ケット	ブルー シート 敷物類	トイレ 処理袋	懐中電灯	土のう袋	その他
		50		10	240	10	150	

資料7-2 給水資機材の整備状況

令和6年3月1日現在

車 両	5 t水槽車	1
給水容器	給水タンク (5000)	2
	給水タンク (5000 未満)	—
	ポリ容器 (200)	4
器 材	発電機	6

資料7-3 救援物資の集積場所

名 称	所 在 地	電 話 番 号	備 考
伊仙町役場 北側駐車場	伊仙町伊仙1842	0997-86-3111	
伊仙町総合体育館	伊仙町伊仙3071	0997-86-4567	

8 輸送に関する資料

資料8-1 ヘリポート

場外離着陸場の名称	所在地	緯度 (N)	経度 (E)	管 理 者	連 絡 先
伊仙町ヘリポート	阿三字トシ1380	27° 41' 01"	128° 55' 16"	奄美群島広域事務組合 管理者 (奄美群島広域事務組合)	0997-52-6032 (0997-52-9618)

資料8-2 緊急輸送道路

〔土木部道路維持課〕

機能区分	道路種別	路 線 名	路 線 延 長 (km)	代替路線の状況	離 島
第1次		なし			*
第2次	主要地方道	伊仙亀津徳之島空港線	38.9	糸木名亀津線	*
	主要地方道	伊仙天城線	18.8		*

鹿児島県緊急輸送道路ネットワーク計画より

平成25年12月

資料 8-3 町有車両状況

(令和6年3月1日現在)

管理課名	車両用途	台数(台)	備考
総務課	消防車	5	
	小型乗用	1	
未来創生課	小型乗用	1	
	四輪貨物	1	
くらし支援課	小型乗用	1	
地域福祉課	小型乗用	2	
	四輪乗用	2	
	小型貨物	1	
経済課	小型乗用	1	
	小型貨物	7	
	四輪貨物	1	
	その他特種	3	
建設課	四輪乗用	1	
	小型貨物	3	
	四輪貨物	1	
	その他特殊	4	
耕地課	普通乗用	1	
	小型貨物	4	
地籍調査室	小型貨物	2	
きゅらまち観光課	小型貨物	8	
	小型乗用	2	
	その他特殊	1	
水道課	普通貨物	1	
	小型貨物	5	
	その他特殊	2	
健康増進課	普通乗用	4	
	四輪貨物	1	
	小型貨物	1	
	小型乗用	2	
農業委員会	小型乗用	1	
教育委員会	普通乗用	3	
	小型貨物	1	
社会教育課	小型貨物	5	
	小型特殊	1	
給食センター	普通貨物	3	

資料編

	小型貨物	1	
--	------	---	--

9 災害支援制度に関する資料

資料9-1 災害報告の判定基準

区 分	被 害 の 判 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
重 傷 者 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住 家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等是非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が住居している場合には、当該部分は住家とする。
公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
住 家 全 壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住 家 半 壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一 部 破 損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床 下 浸 水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り 災 者	り災世帯の構成員とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

別記様式

都道府県				区分				被害								
災害名		災害名		田	流失・埋没	ha		畑	流失・埋没	ha		文教施設	箇所			
報告番号		第 報			冠	水	ha			冠	水		ha		病院	箇所
報告者名		(月日時現在)		その他				その他								
区分				被害				その他								
人的被害	死者	人		住家被害	全壊	棟		半壊	棟		一部破損	棟				
	行方不明者	人			世帯		世帯			世帯			床上浸水	棟		
	負傷者	重傷	人			人			人			人		床下浸水	棟	
		軽傷	人			世帯			世帯			世帯			棟	
被 害				被 災 世 帯 数	世帯		被 災 者 数	人		火 災 発 生	建 物	件				
非住家				公 共 建 物	棟		火 災 発 生	危 険 物	件		そ の 他	件				
そ の 他				棟			そ の 他	件								

区分		被害		都道府県災害		名称	
公立文教施設	千円			設置	月	日	時
農林水産業施設	千円						
公共土木施設	千円			解散	月	日	時
その他の公共施設	千円						
小計	千円			災害対策本部			
公共施設被害市町村数	団体			設置市町村名			
その他	農産被害	千円		災害救助法	適用市町村名		
	林産被害	千円			計		
	畜産被害	千円			団体		
	水産被害	千円			計		
	商工被害	千円			団体		
その他	千円			消防職員出動延人数	人		
被害総額	千円			消防団員出動延人数	人		
備考	災害発生場所						
	災害発生年月日						
	災害の種類概況						
	消防機関の活動状況						
	その他（避難の勧告・指示の状況）						

※被害額は省略することができるものとする。

資料9-2 救助の実施要領の基準（概要）

平成25年12月6日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 300円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡（9坪）を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,401,000円以内 3 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,401,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者	1人 1日当たり 1,010円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 後掲別表に掲げる金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から1か月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,100円 中学生生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から (教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 201,000円以内 小人(12歳未満) 160,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,300円以内 一時保存 { 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,000円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自力では除去することのできない者	1世帯当たり 133,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第5項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

別表（被服、寝具その他生活必需品の給（貸）与の費用の限度額）

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全全流	壊焼失 夏	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300
	冬	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400
半半床上浸水	壊焼 夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400
	冬	9,100	12,000	16,800	19,900	25,300	3,300

10 条例・規則に関する資料

資料10-1 伊仙町防災会議条例 (昭和39年12月25日) (条例第30号)

(目的)

第1条 この条例は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第5項の規定に基づき、伊仙町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 伊仙町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する。
- (2) 伊仙町の地域にかかる災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は町長をもつてあてる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指命する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 2名
 - (2) 鹿児島県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 3名
 - (3) 鹿児島県警察官のうちから町長が任命する者 1名
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指命する者 10名
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者 2名
 - (8) 徳之島地区消防組合消防長又は伊仙分遣所長
 - (9) その他町長が必要と認める者
- 6 各委員の任期は2年とする。ただし補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は関係地方行政機関の職員、鹿児島県の職員、町職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が任命する。
- 3 専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したとき解任されるものとする。

(事務処理)

第5条 防災会議の事務処理は役場内において行なう。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料10-2 伊仙町災害対策本部条例 (昭和39年12月25日)
(条例第31号)

(目的)

第1条 この条例は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第6項の規定に基づき、伊仙町災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和39年12月25日から施行する。

11 応援協定に関する資料

資料 11-1 鹿児島県消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、鹿児島県（以下「県」という。）内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が消防の相互応援に関し、協定することについて必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互に応援を行い、もって被害を最小限に防止することを目的とする。

(地域の区分及び代表消防機関等)

第2条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、協定を締結する市町村等の中から代表消防機関を選任するものとする。

2 県内を5地域に区分し、区分した地域ごとにそれぞれ地域代表消防機関を選任するものとする。

3 代表消防機関及び地域代表消防機関は、それぞれ代行消防機関を選任するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定において相互応援の対象とする「大規模災害等」とは、次に掲げる災害のうち大部隊又は特殊な消防隊、資機材等の応援を必要とするものをいう。

- (1) 高層建築物火災、林野火災又は危険物施設火災等で大規模なもの
- (2) 大規模な地震、火山爆発又は風水害等の自然災害
- (3) 石油コンビナート指定地域災害
- (4) 航空機事故、列車事故等で大規模なもの又は特殊な救急・救助を必要とするもの
- (5) その他前各号に掲げる災害に準ずる大規模災害

(応援隊の登録)

第4条 各市町村等は、応援が可能な消防隊、救急隊及び資機材等（以下「応援隊」という。）をあらかじめ登録しておくものとする。この場合においては2以上の市町村等が合同して一の応援隊を登録することができる。

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請（以下「応援要請」という。）は、第3条に規定する大規模災害等が発生した市町村等の長が、他の市町村等の長に対し、次に掲げるいずれかの事態が生じたときに行うものとする。

- (1) 災害の発生地を管轄する市町村等の消防力では、災害の防ぎよが著しく困難であるとき。
- (2) 災害を防ぎよするため、他の市町村等が保有する消防車両、資機材等を必要とするとき。

(応援要請の種別)

第6条 応援要請の種別は、災害の規模等により次のとおり区分する。

- (1) 第1要請 隣接市町村等の中で現に締結されている相互応援協定では対応が困難な場合に、第2条第2項の規定により区分された地域内の市町村等に対して行う応援要請
- (2) 第2要請 第1要請における消防力では災害防ぎょが困難な場合に、第1要請に加えて他の地域の市町村等に対して行う応援要請
(応援要請の方法)

第7条 応援要請は、原則として第1要請、第2要請の順に行うものとし、応援を要請する市町村等の長（以下「要請側市町村等の長」という。）が、第1要請については地域代表消防機関を通じて地域内の市町村等に対し、第2要請については地域代表消防機関を通じて代表消防機関に対し行うものとする。ただし、要請側市町村等の長が特に必要と認める場合においては、直ちに、第2要請を行うことができる。

2 第2要請を受けた代表消防機関は、地域代表消防機関を通じて応援要請を行うものとする。

3 応援要請を行うときは、次に掲げる事項を明確にしなければならない。

- (1) 災害の種別、発生場所及び災害の状況
- (2) 応援隊の人員、車両、資機材の数量等
- (3) 応援隊の集結場所及び活動内容
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名
- (5) 使用無線系統
- (6) その他必要な事項

4 要請側市町村等の長が応援要請を行ったときは、直ちに県及び代表消防機関に対して当該要請に係る事項について通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第8条 応援要請を受けた市町村等の長（以下「応援側市町村等の長」という。）は応援隊を派遣するものとする。

2 応援側市町村等の長は、応援隊の派遣を決定したとき、又はやむを得ない理由により要請に応ずることができないときは、その旨を速やかに第1要請の場合にあっては地域代表消防機関を通じて要請側市町村等の長に、第2要請の場合にあっては地域代表消防機関及び代表消防機関を通じて要請側市町村等の長に通知するものとする。

3 応援側市町村等の長は前項の規定による通知の内容について県に通報するものとする。

(応援の中断)

第9条 応援側市町村等の長は、応援隊を復帰させるべき特別の事情が生じた場合においては、要請側市町村等の長と協議の上応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第10条 応援隊は、法第47条の規定に基づき要請側市町村等の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第11条 応援に要した費用は、次の各号に定めるところにより応援側市町村等又は要請側市町村

等がそれぞれ負担するものとする。

(1) 応援側市町村等の負担する費用

- ア 受援地において機械器具を破損した場合の修理費
- イ 応援における隊員の諸手当及び被服等の損料
- ウ 応援隊が災害出動中に自己管内の建築物等の物件を破壊した場合の補償費
- エ 消防作業に要した消耗品及び器材の消耗費用

(2) 要請側市町村等の負担する費用

- ア 応援隊が災害活動中に要請側市町村等管轄内の建築物等の物件を破壊した場合の補償費
- イ 応援が長期間にわたるため必要となる場合の食糧の費用
- ウ 応援隊が受援地において補給した消耗品の費用

(3) 応援側市町村等及び要請側市町村等の協議により負担する費用

- ア 応援隊が災害出動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費
- イ 応援隊が災害活動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費
- ウ 協定に定めのない経費

2 応援した隊員が作業中に死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償に関する事務手続きは、応援側市町村等において行うものとする。

(協定の効力)

第12条 この協定は、平成18年11月1日からその効力を生じる。

(改廃)

第13条 この協定の改廃は、この協定を締結する市町村等（以下「協定市町村等」という。）の長の協議により行うものとする。

(委任)

第14条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村等の消防長及び消防本部を置かない村にあってはその長から委任を受けた者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書60通を作成し、協定市町村等の長が記名押印のうえ各自1通を所持するものとする。

平成18年10月25日

県下市町村及び消防組合で締結

資料11-2 鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、鹿児島県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、鹿児島県が所有する消防・防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空機の応援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機の活動が必要と判断した場合に、鹿児島県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、航空機以外に適切な手段がなく、航空機による活動が最も有効な場合

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、鹿児島県防災航空センター所長に電話又はファクシミリにより、次の事項を明らかにして行うものとし、後日、鹿児島県消防・防災ヘリコプター緊急運航要領第5第2項の鹿児島県消防・防災ヘリコプター緊急運航要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職氏名及び連絡方法
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、第4条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の長の定める災害現場の最高責任者が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対して、鹿児島県消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、相互応援協定第11条の規定にかかわらず、鹿児島県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、鹿児島県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成10年6月26日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ1通を保持する。

平成10年6月26日

鹿児島県知事

伊仙町長

資料11-3 徳之島における大規模な災害時の応援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局長（以下「局長」という。）と徳之島町長、天城町長、伊仙町長（以下「町長」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第77条に関して、国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、洪水、高潮、津波等による社会的な影響が大きい重大な自然災害を言う。以下同じ。）が発生し、または発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大や二次災害の防止を目的として、次のとおり協定を締結する。

（応援内容）

第1条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材及び職員の応援に関するものとする。

- (1) 所管施設の被害状況の把握
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- (4) 災害応急措置
- (5) その他必要と認められる事項

（被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第2条 徳之島内の町（以下「町」という。）の所管施設に大規模な災害が発生し、または発生のおそれがある場合には、九州地方整備局と町は相互に連絡するものとする。なお、町長の応援要請があった場合又は局長が必要と判断した場合は、局長は、現地情報連絡員を町に派遣し、情報交換を行うものとする。この場合において、町長は、現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

（応援の実施）

第3条 局長は、町長からの応援要請に対して、必要性について判断の上、応援を行うものとする。

（応援要請の手続）

第4条 町長は、町内の所管施設に大規模な災害が発生し、または発生のおそれがある場合において、九州地方整備局の応援を必要とするときは、九州地方整備局鹿児島港湾・空港整備事務所長に電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認した上で、別紙-1の文書にて応援要請を提出するものとする。

- 2 局長（局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む。）は、前項の応援要請を受け、応援を行うときは、町長（町長からの指示を受けた町の職員を含む。）に電話等により応援する旨を伝え、速やかに別紙-2の文書により応援内容を通知する。

（応援要請の手続ができない場合の応援）

第5条 町内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続が速やかにできない場合において、特に緊急を要する場合、かつ、応援要請に時間を要するときは、局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合において、局長は、

あらかじめ別紙－３の文書により応援内容を町長に通知するものとする。ただし、連絡網が寸断されている等のため、連絡を取ることが困難である場合は、事前に連絡することを要しない。

(経費の負担)

第６条 第１条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

(1) 災害初動時に第１条(1)、(2)及び(3)の応援を行う場合

九州地方整備局の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が災害等支援本部を設置している期間とする。

(2) 第１条(4)及び(5)の応援を行う場合

原則として町の負担とするが、第１条(4)の応援を行う場合で、次の①～④の全てに該当するときは、原則として九州地方整備局の負担とする。

① 大規模な災害と認められる場合

② 国土交通本省が非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部を設置し、または非常体制を発令している場合

③ 被害拡大又は二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧を含まない。）

④ 広域災害等であって、本来緊急対応を実施すべき者が明確でない場合、または関係者間で連絡不能や連絡に時間を要する場合で、応急措置又は災害復旧事業の主体、分担等が決定されるまでの間である場合

(平常時の連絡)

第７条 九州地方整備局企画部防災課と町総務課は、平常時から防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

(その他)

第８条 この協定書に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、局長と町長が協議して定めるものとする。

２ この協定書に関する実務責任者は、九州地方整備局においては企画部防災課長、町においては総務担当課長とする。

(運用)

第９条 この協定書は、平成24年６月27日から適用する。

平成24年６月27日

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

国土交通省九州地方整備局長

吉 崎 収

鹿児島県大島郡徳之島町亀津7203番地

徳之島町長

高岡秀規

鹿児島県大島郡天城町平土野2691番地1

天城町長

森田弘光

鹿児島県大島郡伊仙町伊仙1842番地

伊仙町長

大久保明

資料11-4 災害時における応急生活物資（LPガス等）の供給に関する協定

伊仙町（以下の「甲」という。）と鹿児島県LPガス協会奄美支部（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な応急生活物資（LPガス等）（以下「LPガス等」という。）の調達及び運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、伊仙町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、LPガスを調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その調達が可能なLPガス等の供給を要請することができる。

（要請の方法）

第2条 第1条の要請は、LPガス等発注書（別紙1）をもっておこなうものとする。ただし、緊急を要する場合は電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 第1条の要請に基づき、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に提出するものとする。

（LPガス等の指定）

第4条 この協定の対象となるLPガス等は、LPガス、容器（LPガスを供給するための配管等を含む。）及び燃焼器具等とし、これらの設置工事を含むものとする。

（LPガス等の運搬、引き渡し）

第5条 LPガス等の引き渡し場所及び運搬については、甲乙協議のうえ決定する。

2 甲は引き渡し場所に職員を派遣し、LPガス等を確認のうえ引き取るものとする。

（費用負担）

第6条 乙が供給したLPガス等の費用負担は、以下のとおりとする。

- (1) 臨時の避難所への供給に係る経費は、乙が負担する。
- (2) 仮設住宅が建設され、入居が開始された後の経費は、入居者負担とする。

（担当者等の報告）

第7条 甲と乙は、担当者連絡報告書（別紙3）により、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車輛の通行）

第8条 甲は、乙がLPガス等を運搬する際には、車輛を緊急又は優先車輛として通行できるよう支援するものとする。

（補償）

第9条 この協定に基づき当該業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは死亡し、又は疾病にかかった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和

22年法律第50号) の定めるところによるものとする。

2 前項の規定によりがたい場合は、その他の関係法令等に基づく災害補償について、甲乙協議するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定める。

(効力)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の日翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

本協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年11月17日

甲 鹿児島県大島郡伊仙町伊仙1842番地
伊仙町長 大久保明

乙 鹿児島県奄美市名瀬佐大熊町2462番地
鹿児島県LPガス協会奄美支部
支部長 中原哲二

12 気象、地震・津波及び防災に関する資料

資料 12-1 伊仙地域気象観測所の気象データ及び台風の発生数と奄美地方の接近数の各平年値（令和5年9月現在）

伊仙地域気象観測所の気象データ 平年値（年・月ごとの値）

要素\月	統計期間	1月	2月	3月	4月	5月	6月
降水量：mm	1991～2020	104.9	99.0	154.8	162.7	208.0	349.1
平均気温：℃	1991～2020	15.2	15.5	17.3	19.7	22.6	25.5
日最高気温：℃	1991～2020	18.3	18.6	20.5	22.9	25.7	28.4
日最低気温：℃	1991～2020	12.3	12.6	14.2	16.8	20.0	23.5
平均風速：m/s	1991～2020	2.8	2.9	3.1	3.0	2.9	2.9
日照時間：h	1991～2020	91.8	87.2	112.2	125.2	129.7	131.5

要素\月	統計期間	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
降水量：mm	1991～2020	170.6	174.6	189.7	162.3	113.0	98.8	1987.4
平均気温：℃	1991～2020	28.3	28.4	27.1	24.3	20.9	17.0	21.8
日最高気温：℃	1991～2020	31.4	31.6	30.4	27.4	23.9	20.1	25.0
日最低気温：℃	1991～2020	26.0	26.0	24.6	21.7	18.3	14.3	19.2
平均風速：m/s	1991～2020	3.1	3.4	3.3	3.4	3.1	2.8	3.1
日照時間：h	1991～2020	236.0	228.2	186.2	164.3	128.4	102.5	1724.5

台風の発生数と奄美地方への接近数の平年値

月 項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年計
発生数	0.3	0.3	0.3	0.6	1.0	1.7	3.7	5.7	5.0	3.4	2.2	1.0	25.1
奄美地方接近数				0.0	0.2	0.4	0.7	1.1	1.3	0.7			4.3

※奄美地方への接近数：台風が中心が名瀬測候所または沖永良部特別地域気象観測所から300km以内に入った台風の数をいいます。

資料12-2 特別警報、警報、注意報の種類と概要及び発表基準

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	波浪警報 高潮警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、

	避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。

※ 地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

特別警報・警報・注意報の発表基準（令和5年6月8日現在）

〔特別警報発表基準〕

現象の種類	基 準	
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高 潮		高潮になると予想される場合
波 浪		高波になると予想される場合

〔注〕 発表にあたっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は土壌雨量指数の説明（<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/dojoshisu.html>）を参照。

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。詳細は流域雨量指数の説明（<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/ryuikishisu.html>）を参照。

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。詳細は表面雨量指数の説明（<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/hyomenshisu.html>）を参照。

〔警報・注意報発表基準（伊仙町）〕

警報・注意報の発表基準は、毎年適宜更新される。最新基準は次のURL参照のこと。

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/ki_jun/index.html

警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	20	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	178	
	洪水		流域雨量指数基準	鹿浦川流域=13.7	
			複合基準 *1	—	
			指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風		平均風速	陸上	25m/ s
				海上	25m/ s
波浪		有義波高	6.0m		
高潮		潮位	2.3m		
注意報	大雨		表面雨量指数基準	11	
			土壌雨量指数基準	133	
	洪水		流域雨量指数基準	鹿浦川流域=10.9	
			複合基準 *1	—	
			指定河川洪水予報による基準	—	
	強風		平均風速	陸上	15m/ s
				海上	15m/ s
	波浪		有義波高	2.5m	
	高潮		潮位	1.5m	
	雷		落雷等により被害が予想される場合		
濃霧		視程	陸上	100m	
			海上	500m	
乾燥		最小湿度50%で、実効湿度65%			
霜		最低気温 5℃以下			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	120mm		

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“—”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、

- (土砂災害)は「大雨警報(土砂災害)」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとられない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (8) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (9) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- 1km 四方毎の基準値については、別添資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。
- (10) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (11) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。
- (12) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。
- (13) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (14) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面(TP)を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL (平均潮位) 等を用いる。

資料 12-3 気象庁震度階級関連解説表（抜粋）

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

（平成21年3月31日制定）

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。

6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

資料12-4 気象等観測施設・地震観測点等

1 地方気象台・測候所

官 署 名	所 在 地	電 話 番 号
鹿児島地方気象台	鹿児島市東郡元町4-1	099-250-9912
名瀬測候所	奄美市名瀬港町8-1	0997-52-0375

2 地域気象観測所（観測種目：気温、風向、風速、降水量、日照時間（推計値）、湿度）

観 測 所 名	所 在 地
伊 仙	大島郡伊仙町面縄

3 地震観測点及び震度観測点

地震観測点名称	震度観測点名称	備 考
徳之島	天城町当部	

4 震度情報ネットワークシステム計測震度計設置状況

〔鹿児島地方気象台、危機管理防災課〕

（令和5年X月X日現在）

設置機関 市町村名	気象庁	文 部 科学省	県震度情報ネットワークシステム	
			有 人 離 島	
徳之島町			●	
天城町	●		●	
伊仙町		●		

資料12-5 過去の主な災害履歴

発生年	被害の概要
明治28年7月 (1895年)	強風による高波のため被害甚大。全島での被害は、人家全壊3,865棟、半壊1,357棟、流失家屋198棟、死者12人。
明治44年6月 (1911年)	喜界島地震(M8.0)のため、大島郡全体で大きな被害に見舞われた。大島郡での被害は、人家全壊425棟、半壊627棟、死者12人、負傷者18人。島内の鹿浦港では、北側の絶壁から数百トンの岩石が崩れ落ち、人家が埋没し圧死者5人、負傷者6人を出した。
昭和20年9月 (1945年)	枕崎台風。全国的に被害甚大。島内の被害の詳細は明らかではないが、名瀬測候所の気象年報によれば、豪雨とともに潮風が強く、台風後約1年ほどは海岸線の樹木は赤く枯れ、徳之島全島を一巡した風害によって家屋・作物は壊滅的打撃を受けたと記されている。
昭和46年 (1971年)	梅雨わずか18日間。干ばつが続き農作物被害甚大。
昭和50年10月 (1975年)	秋雨前線により大雨(伊仙で降水量379ミリ)。
昭和51年 (1976年)	9月9日の台風17号により、災害救助法を適用。
昭和51年 (1976年) 昭和56年 (1981年) 昭和61年 (1986年)	干ばつによりサトウキビ大きな被害を受ける。
平成5年8月 (1993年)	「平成5年8月豪雨」により九州南部を中心に甚大な被害
平成5年9月 (1993年)	台風13号により薩摩半島南部に大きな被害
平成12年 (2000年)	台風6号により鹿浦地内県道が崩れのため一時不通。
平成16年10月 (2004年)	台風23号により伊仙町の海岸線が大きな被害を受ける。
平成30年9月 (2018年)	台風24号により徳之島全体に大きな被害を受ける。 伊仙町の被害は、全壊13件、半壊65件、一部破損137件。 鹿浦港、前泊漁港にも甚大な被害。又、農業にも被害。 激甚災害認定。

都道府県				区分				被害	
災害名		災害名		田	流失・埋没	ha			
報告番号		第 報			冠水	ha			
報告者名		(月日時現在)		畑	流失・埋没	ha			
					冠水	ha			
区分		被害		その他	文教施設	箇所			
人的被害		死者 人			病院	箇所			
		行方不明者 人			道路	箇所			
		負傷者 重傷 人			橋梁	箇所			
		負傷者 軽傷 人			河川	箇所			
住家被害		全壊 棟			港湾	箇所			
		世帯			砂防	箇所			
		人			清掃施設	箇所			
		半壊 棟			がけ崩れ	箇所			
		世帯			鉄道不通	箇所			
		人			被害船舶	隻			
		一部破損 棟			水道	戸			
		世帯			電話	回線			
		人		電気	戸				
		床上浸水 棟		ガス	戸				
		世帯		ブロック塀等	箇所				
		人							
		床下浸水 棟		被災世帯数	世帯				
		世帯		被災者数	人				
		人		火災発生					
非住家		公共建物 棟		建物	件				
		その他 棟		危険物	件				
				その他	件				

区分		被害		都道府県災害		名称	
公立文教施設	千円			設置市町村名	設置	月	日
農林水産業施設	千円				解散	月	日
公共土木施設	千円					時	
その他の公共施設	千円			設置市町村名			
小計	千円						
公共施設被害市町村数	団体			適用市町村名			
農産被害	千円				計	団体	
林産被害	千円						
畜産被害	千円						
水産被害	千円						
商工被害	千円			消防職員	出動延人数	人	
その他	千円				消防団員	出動延人数	人
被害総額	千円						
備考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 消防機関の活動状況 その他（避難の勧告・指示の状況）						

※被害額は省略することができるものとする。

資料13-2 自衛隊災害派遣（撤収）要請様式

1 自衛隊災害派遣要請依頼書

第 号
年 月 日

鹿児島県知事 様

伊仙町長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

2 自衛隊災害派遣撤収要請依頼書

第 号
年 月 日

鹿児島県知事 様

伊仙町長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付け 第 号で依頼したこのことについて、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

- 1 撤収日時 年 月 日 時 分
- 2 撤収理由
- 3 その他必要事項

資料13-3 被災証明に関する様式

被災証明申請書

伊仙町長様

申請人住所

申請人氏名

印

被災内容

被災年月日	令和 年 月 日 () ~ 日 () 午前 時 ~ 午前 時にかけて 午後 時 ~ 午後 時にかけて
災害の種類	台風 号 床上 cm 雨 浸水の場合 床下 cm 風 () 地震 () 火災 () その他 ()
被災箇所	家屋(居間・台所・風呂場・その他) 合計 m ² 店舗 m ² 事務所 m ² 工場 m ² その他
備考	

令和 年 月 日

上記のとおり被害を被ったことを証明願います。

被災証明書

申請人住所

申請人氏名

被災内容

被災年月日	令和 年 月 日 () ~ 日 () 午前 午前 時 ~ 時にかけて 午後 午後
災害の種類	台風 号 床上 cm 雨 浸水の場合 床下 cm 風 () 地震 () 火災 () その他 ()
被災箇所	住所 家屋 (居間・台所・風呂場・その他) 合計 m ² 店舗 m ² 事務所 m ² 工場 m ² その他
備考	

上記のとおり被害を被ったことを証明いたします。

令和 年 月 日

伊仙町長